令和５年９月２５日

　組合員　各位

山形県石油商業組合

理事長　遠藤　靖彦

軽油の委託販売におけるインボイス対応について

　毎々格別のご協力をたまわり誠にありがとうございます。

　さて首題の件、明１０月から始まる「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」における軽油の委託販売について、今般、全石連では国税庁と協議を終え、対応方法が固まったことについて連絡が参りましたのでお知らせします。

　軽油の委託販売では、販売店が自社の名称で顧客に適格請求書等を発行する場合、「媒介者交付特例」という制度を活用することになりますが、国税庁より「現状の処理を前提としたインボイス対応を行うことで差し支えない』との見解が示されました。

　この「現状の処理」とは、軽油の委託販売において①特約店（納税義務者）との間で委託販売契約を結ぶ、②委託販売である証しとして帳簿等にの押印、③消費税の納付は売上

高と仕入高との差額（粗利益）を委託販売手数料として納税する、の３点を適正に行うこと

で、販売店（受託者）が発行する適格請求書を特約店（委託者）までが保管しなくて良いこととなります。（ただし特約店が販売店に、販売店が顧客に発行する請求書等はインボイス対応）

　つきましては、軽油委託販売契約の適正な事務処理について、改めてご確認の上、本件に関する概要資料を当組合ホームページに掲載いたしましたので、ご一読たまわりますようお願い申し上げます。

以上